

豊中市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、高等学校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の親並びにひとり親家庭の児童がより良い条件での就業や転職を支援するため、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格を目指すため、民間事業者などが実施する対策講座を受講する場合に給付金を給付し、自立の促進を図ることを目的とする。

(給付金の種類)

第2条 給付金の種類は次のとおりとする。

(1) 受講開始時給付金

受講開始時給付金は、支給対象者が対象講座の受講を開始した際に支給するものとする。

(2) 受講修了時給付金

受講修了時給付金は、支給対象者が対象講座の受講を修了した際に支給するものとする。

(3) 合格時給付金

合格時給付金は、受講修了時給付金を受けた者が、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給するものとする。

(対象者)

第3条 本事業の給付金を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、豊中市内に居住するひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子であって現に20歳未満の児童を扶養している者をいう。）及びひとり親家庭の児童（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子に扶養されている20歳未満の児童）であって、次の要件の全てを満たす者とする。ただし、高等学校卒業者及び大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など既に大学入学資格を取得している者は対象としない。

(1) 児童扶養手当の支給を受けている又は、同様の所得水準にあること。

(2) 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者であること。

(3) 過去にこの要綱の規定による受講修了時給付金及び合格時給付金を受給していないこと。

(対象講座)

第4条 本事業の対象講座は、高卒認定試験の合格をめざす講座（通信制講座及び通学または通信制講座併用を含む。）とし、市長が適当と認めたものとする。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。

(支給額等)

第5条 給付金の種類は次のとおりとする。

(1) 通信制

ア. 受講開始時給付金

受講開始時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講開始のために本人が支払った費用の40%に相当する額とする。ただし、その40%に相当する額が10万円を超える場合の支給額は10万円とし、4千円を超えない場合は受講開始時給付金の支給は行わないものとする。

イ. 受講修了時給付金

受講修了時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の50%に相当する額から（1）として支給した額を差し引いた額とする。ただし、受講開始時給付金と受講修了時給付金の合計が12万5千円を超える場合、受講開始時給付金と受講修了時給付金の支給額の合計は12万5千円とし、4千円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わないものとする。

ウ. 合格時給付金

合格時給付金については、受講修了時給付金の支給を受けた者が受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給する。支給額は支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の10%に相当する額を支給するものとする。ただし、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の合計が15万円を超える場合、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給額の合計は、15万円とする。

(2) 通学または通学及び通信制併用

ア. 受講開始時給付金

受講開始時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講開始のために本人が支払った費用の40%に相当する額とする。ただし、その40%に相当する額が20万円を超える場合の支給額は20万円とし、4千円を超えない場合は受講開始時給付金の支給は行わないものとする。

イ. 受講修了時給付金

受講修了時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の50%に相当する額から（1）として支給した額を差し引いた額とする。ただし、受講開始時給付金と受講修了時給付金の合計が25万円を超える場合、受講開始時給付金と受講修了時給付金の支給額の合計は25万円とし、4千円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わないものとする。

ウ. 合格時給付金

合格時給付金については、受講修了時給付金の支給を受けた者が受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給する。支給額は支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の10%に相当する額を支給するものとする。ただし、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の合計が30万円を超える場合、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給額の合計は、30万円とする。

（4） 経過措置

令和4年3月31日までに修了した講座に係る上記（1）イ.の受講修了時給付金及び（1）ウ.の合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、

（1）イ.の「40%に相当する額から（1）ア.として支給した割合を差し引いた割合」を「40%」に、（1）ウ.の「受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金」を「受講修了時給付金と合格時給付金」に読み替えて支給するものとする。

（事前相談の実施）

第6条 受給要件の審査に際しては、事前に受講を希望するひとり親家庭の親又は児童からの相談に応じるとともに受給要件について把握しておくこと。

- 2 当該ひとり親家庭の親の希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、当該ひとり親家庭の親の職業経験、技能、取得資格等を的確に把握し、高卒認定試験に合格することにより、自立が効果的に図られると認められる場合にのみ受講対象とするなど、受講の必要性について十分把握すること。
- 3 当該ひとり親家庭の児童の就学、資格取得、就職の展望等を聴取するとともに、当該ひとり親家庭の児童の就学経験、技能、取得資格等を的確に把握し、高卒認定試験に合格することにより、ひとり親家庭の児童の自立が効果的に図られ

ると認められる場合にのみ、受講対象とするなど、受講の必要性について十分把握すること。

- 4 高卒認定試験が毎年8月と11月に行われることを当該ひとり親家庭の親に伝え、受講開始時期や受験する時期等について計画を持って取り組むことができるようすること。

(受給要件の審査等)

第7条 本給付金の支給を受けようとする者は、受講開始前に、自らが受講しようとする講座についてひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申込書（別紙様式1。以下「対象講座指定申込書」という。）を市長に提出し、受講開始前にあらかじめ対象講座の指定を受けなければならない。

- 2 前項の対象講座指定申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、当該書類を省略することができる。

(1) 当該申込者及びその児童に係る次の書類

- ア 戸籍謄本又は抄本
- イ 世帯全員の住民票の写し

ただし、市長が特に認める場合にあっては、市内に居住することを確認できるものとして市長が認める書類

(2) 当該申込者に係る児童扶養手当証書の写し又は当該申込者の前年（1月から7月までの間に申込する場合には、前々年）の所得の額、並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあっては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにできる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額等についての市町村長（特別区の長を含む。）の証明書）

(3) 当該申込者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（児童扶養手当法施行令第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。以下同じ。）であるときは、当該ひとり親家庭の親の子の戸籍謄本及び当該ひとり親家庭の親と生計を一にする子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類

- 3 市長は、対象講座指定申込書の提出があったときは、受給要件の審査を行い、速やかに対象講座の指定の可否を決定し、その旨を当該申込者に通知するとともに、対象講座の指定を行ったときはひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格

支援台帳（以下「台帳」という。）に登録するものとする。

- 4 前項の場合において、対象講座の指定を行った旨の通知は、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書（別紙様式2。以下「対象講座指定通知書」という。）により行うものとする。

（給付金の支給等）

第8条 給付金の支給を受けようとする者は、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申込書（別紙様式3。以下「支給申込書」という。）を市長に提出しなければならない。なお、受講開始時給付金は対象講座の受講開始日から起算して30日以内、受講修了時給付金は対象講座の受講を修了した後、受講修了日の翌日から起算して30日以内に、合格時給付金は合格証書に記載されている日付から起算して40日以内にしなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合には、この限りではない。

- 2 支給申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第1号に掲げる書類にあっては公簿、第2号、第3号に掲げる書類にあっては台帳によって確認することができる場合は、当該書類を省略することができる。

（1）受講開始時給付金

- ア 前条第2項各号に掲げる書類
- イ 対象講座指定通知書
- ウ 受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書

（2）受講修了時給付金

- ア 前条第2項各号に掲げる書類
- イ 対象講座指定通知書
- ウ 受講施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の受講の修了を認定する受講修了証明書
- エ 受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書

（3）合格時給付金

- ア 前条第2項各号に掲げる書類
- イ 対象講座指定通知書
- ウ 文部科学省が発行する合格証書の写し

- 3 市長は、支給申込書の提出があったときは、その内容を審査の上、支給の可否を決定し、その旨を当該申込者に通知するものとする。

- 4 前項の場合において、支給の決定を行った旨の通知は、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給決定通知書（別紙様式4）により行うものとする。

- 5 給付金の支給は、第3項の決定を行った後、速やかに口座振込の方法により

行うものとする。

(施行細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、豊中市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(経過措置)

第10条 受講対象講座指定申込、受講開始時給付金申込、受講修了時給付金申込及び合格時給付金申込に際して、当該ひとり親家庭の親が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同号第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。）であったときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

この要綱は、令和3年1月1日から実施する。

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

この要綱は、令和5年7月31日から実施し、同年4月1日から適用する。